

京 都 大 学 民 間 等 共 同 研 究 取 扱 規 程

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (設備の帰属) 第10条 (略)</p> <p>(研究場所) 第11条 (略) (後 略)</p>	<p>(設備の帰属) 第10条 (同 左) <u>(共同研究講座等)</u> <u>第10条の2 部局の長は、共同研究の遂行上必要 があると認めるときは、講座、研究部門又はこれ らに相当する組織を設置することができる。</u> (研究場所) 第11条 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>